

2026年3月

お客さま 各位

お取引の制限にかかる対応について

日頃より宿毛商銀信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、お客さまにより安心して当組合口座をご利用いただきたく、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策に取り組んでおります。このため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等に基づき、お客さまのお取引の一部または全部につきまして、制限をさせていただきます対応を行っております。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 当組合からの郵便物が不着となる場合に係るお取引制限

当組合からの郵便物が不着返戻され、かつ、連絡が取れない場合、預金規定等に基づき、お取引の一部または全部につきまして、制限をさせていただきます場合がございます。

お届けいただいている住所や連絡先などが変更になった場合には、速やかに変更のお手続きをお願いいたします。

2. 在留外国人のお客さまの「在留期間満了日」等の確認

口座開設のお手続きの際、在留外国人のお客さまには、在留状況（在留資格・在留期限）の確認として、在留カードまたは特別永住者証明書の提示をお願いしております。

また、既にお取引いただいている在留外国人のお客さまにつきましても、定期的に在留期間・在留資格を確認させていただいております。

在留カードをご提示いただかずに在留期間の満了日が到来した場合には、止むを得ずお取引の一部または全てを制限することがございます。在留期間や在留資格などを更新した場合には、新たな在留カードを当組合までご提示ください。

以上



宿毛商銀信用組合